

## 北九州市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、北九州市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が連携することにより、子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを行う。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

- 2 協議会に座長を置く。
- 3 座長は、北九州市子ども家庭局子育て支援部長をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

### (子ども・若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、北九州市子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 会議の運営に関すること。
  - (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。
  - (3) その他協議会の事務に関すること。

### (会議)

第5条 協議会に代表者会議、実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会の基本的な運営方針の決定や実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議する。

3 実務者会議は、関係機関等の担当者から構成し、協議会の目的を達成するため、問題となったケースの定期的な支援状況の進行管理や情報交換等を行う。

(会議の開催)

第6条 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

2 代表者会議は必要に応じて開催するものとする。

3 実務者会議は原則として3カ月に1回定例開催するものとし、個別ケース検討が必要となった場合は随時開催するものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会はその者に対し、個人情報の保護に配慮するよう求める。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）【関係機関・団体等】

分 野	代表者会議	実務者会議
教 育	福岡県公立高等学校長協会 北九州地区	福岡県高等学校養護教諭研究会 北九州支部
	福岡県私学協会北九州支部	
	北九州市教育委員会事務局学校教育部	北九州市教育委員会生徒指導課
福 祉	北九州市子ども総合センター	北九州市子ども総合センター
		北九州市子ども総合センター 教育相談担当
	北九州市保健福祉局障害福祉部	北九州市発達障害者支援センター 「つばさ」
	北九州市民生委員児童委員協議会	北九州市民生委員児童委員協議会
保健・医療	北九州市保健福祉局保健所	北九州市立精神保健福祉センター
矯正・更生保護	福岡県警察本部生活安全部少年課 少年健全育成室	福岡県警察本部生活安全部少年課 北九州少年サポートセンター
	福岡保護観察所北九州支部	福岡保護観察所北九州支部
	小倉少年鑑別支所	小倉少年鑑別支所
雇 用	小倉公共職業安定所	小倉公共職業安定所
	北九州市産業経済局総務政策部	若者ワークプラザ北九州
	北九州若者サポートステーション	北九州若者サポートステーション
相 談	北九州市子ども家庭局 子育て支援部	子ども・若者応援センター「YELL」
N P O	N P O法人 S T E P ・ 北九州	北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」
その 他	北九州市総務市民局 安全・安心推進部	北九州市立消費生活センター
	北九州市子ども家庭局 子育て支援部	北九州市青少年ボランティア ステーション
子ども・若者 支援調整機関	北九州市子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課	